

みまもり・ねっと

江戸川区消費者センター No.133

江戸川区松島1丁目38番1号
グリーンパレス1階

相談電話 03-5662-7637

注文した覚えのない 商品が自宅に届いた。



～ 一方的に商品を送り付ける手口や、
勧誘電話に注意！ ～



相談事例

- 注文をしていないのに、海外からの自分宛の小包が届いた。中にはマスクが入っていたが、請求書は入っていなかった。
- 「ご注文をいただいた商品を送ります」と電話があった。身に覚えがないので、申し込んでいないと伝えても、一方的に商品を送ると言われ根負けして購入してしまった。

☆心配な時は、すぐに 消費者センター または
消費者ホットライン“188(いやや)”に相談しましょう！

消費者センターからのアドバイス

- ① 一方的に商品を送り付けられても、注文や契約をしていなければ、送り付けられた商品は、消費者に保管義務はなく直ちに廃棄処分ができます。商品代金の支払い義務はありません。

◎特定商取引法が改正されました（令和3年7月6日～）

- ② 業者からのしつこい電話勧誘に根負けして、商品の送付を承諾してしまった場合でも、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、ハガキや封書で業者に通知することでクーリング・オフ（契約解除）ができます。クーリング・オフのハガキや封書の書き方には条件があります。消費者センターまたは消費者ホットライン（局番なしの188）にご相談ください。

日頃からの対応策

○電話はいつも留守番電話に！
相手を確認してから対応しましょう

○電話に出ても、
「いません」とキッパリ断りましょう。

☆心配な時は、
一人で悩まず相談しましょう！



◎江戸川区消費者センター ☎03-5662-7637(相談専用)
月～金曜日(土日祝・年末年始は休み) 9時～16時

◎土曜・日曜日でお急ぎの方は、消費者ホットライン
“188 (いやや)” をご利用ください(年末年始は休み)